

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号

租税債務不存在確認請求上告及び同上告受理事件

国側当事者・国

平成20年5月27日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年11月8日判決、本資料256号—307・順号10567）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年6月28日判決、本資料257号—131・順号10740）

決 定

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上告人兼申立人	丁
上記4名訴訟代理人弁護士	花村 聡ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人	松本 宜之

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成20年5月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 近藤 崇晴

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

- 1 上告について

【決定】

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。